

入札説明書

この入札説明書は、一般社団法人能登半島広域観光協会の一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

- ①令和5年度ふるさとタクシー運行業務（輪島市、穴水町区域）
- ②令和5年度ふるさとタクシー運行業務（七尾市、中能登町区域）

(2) 業務の内容

令和5年度ふるさとタクシー運行業務委託仕様書に記載のとおり

(3) 履行期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日までの間（9ヶ月間）

2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 石川県による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の許可を有している者。または、運行開始までに許可を取得する見込みである者。
- (6) 上記1（1）に記載するふるさとタクシーの運行区域に本社または営業所を置いていること。

3 入札者に要求される義務

- (1) この入札に参加しようとする者は、以下①および②の書類を、令和5年3月10日（金）までに、11に定める場所に提出しなければならない。（郵送可。3月10日（金）必着。）
 - ① 能登9市町（石川県輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡穴水町、能登町、鹿島郡中能登町、羽咋郡志賀町、宝達志水町）の全域について、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事を証明する書類
 - ② 定款および直近1年分の決算報告書
- (2) 運行開始までに能登9市町における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みである者は、(1)①に代えて、一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得に関する誓約書および登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を提出しなければならない。

4 入札及び開札

- (1) 別記1（1）に定める2つの運行区域のうち、入札参加者1者につき入札に参加できる区域は1区域までとし、複数の区域の入札に参加することはできない。
- (2) 入札者又はその代理人は、仕様書及び別添契約書（案）（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記4に対して説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、別紙様式1による入札書を直接提出しなければならない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札の日時および場所は、別記2のとおり。
- (6) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を提出しなければならない。
 - ア 業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- (9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (10) 入札者又はその代理人の入札金額は、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (11) 開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (12) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札中は開札場を退場することはできない。
- (13) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (14) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (15) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において再度入札を行う。

5 入札保証金

免除する。

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示した入札者に要求される義務を履行しない者の提出した入札書
- (3) 業務名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
 - なお、正当な代理人であることが委任状その他で確認された場合を除く。
- (6) 業務名の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したもので、その訂正箇所を押印のない入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (11) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代つてくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- 8 契約保証金
免除する。
- 9 契約書の作成
 - (1) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに一般社団法人能登半島広域観光協会理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
 - (2) (1) の場合において一般社団法人能登半島広域観光協会理事長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (4) 一般社団法人能登半島広域観光協会理事長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。
- 10 契約条項
別添契約書(案)のとおり。
- 11 競争入札参加者資格に関する事項
競争入札参加者資格に関する事項の照会先並びに入札参加資格確認申請書の提出先
(郵便番号) 929-2372
(所在地) 輪島市三井町洲衛10部11番地1
(機関名) 一般社団法人能登半島広域観光協会(能登空港ターミナルビル1階)
(電話番号) (0768)26-2020
- 12 その他必要な事項
 - (1) 契約締結権者の氏名は、別記3のとおり。
 - (2) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
 - (3) 入札書が無効となった者は当該入札に再度参加することはできない。
 - (4) 入札書の宛名は一般社団法人能登半島広域観光協会理事長とすること。
 - (5) 本件に関する照会先は、別記4のとおり。

【別記】

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務名及び数量
 - ① 令和5年度ふるさとタクシー運行業務(輪島市、穴水町区域) 一式
 - ② 令和5年度ふるさとタクシー運行業務(七尾市、中能登町区域) 一式
 - (2) 業務の仕様
別紙仕様書のとおり
 - (3) 履行期限
令和6年3月31日(日)

2 入札の日時及び場所

(1) 日時

- ① 令和5年3月16日(木) 10時30分(輪島市、穴水町区域)
- ② 令和5年3月16日(木) 11時00分(七尾市、中能登町区域)

(2) 場所

輪島市三井町洲衛10部11番地1
能登空港ターミナルビル4階43会議室

3 契約締結権者

一般社団法人能登半島広域観光協会 理事長 谷口 和守

4 本件業務に関する照会先

一般社団法人能登半島広域観光協会(能登空港ターミナルビル1階)
電話番号 (0768) 26-2020